

「大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」

浄化槽保守点検業者 登録のしおり

2022年 4月

(改訂)

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課

目 次

	ページ番号
1 浄化槽の維持管理について	1
2 浄化槽保守点検業者の登録について	1
3 登録の手続について	2
4 登録を受けたら	5
5 登録の変更・廃止等届出等	6
6 登録に必要な要件	7
7 各種問い合わせ先	8
8 登録営業Q&A	9

1 浄化槽の維持管理について

「浄化槽法」は、浄化槽について製造・施工・保守点検・清掃について統一的に規制することによって、浄化槽が本来の機能を発揮できるようにし、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的として昭和60年10月に施行されました。

この「浄化槽法」において”浄化槽とは、便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水を処理し放流する施設であって、下水道法に基づく施設又は地方公共団体のし尿処理施設以外のものをいう。”と定義されています。

これら浄化槽の管理者は、浄化槽の機能を正常に維持し、適正な放流水質を確保するために保守点検・清掃及び検査が義務づけられています。

【浄化槽の維持管理に関する法体系】

(浄化槽設置者) 浄化槽管理者	設置後等の水質検査 (法第7条)	<ul style="list-style-type: none"> 新規設置、構造や規模の変更があった浄化槽 浄化槽使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に浄化槽管理者が知事指定の検査機関に依頼 	
	定期検査 (法第11条)	上記7条検査受検後、毎年1回、浄化槽管理者が知事指定の検査機関に依頼	
	保守点検 (法第8条) (法第10条第1項) (施行規則第6条)	業者委託 (法第10条第3項)	1回/週～1回/3ヶ月以上 (国土交通大臣認定の浄化槽は、維持管理要領書による回数(大阪府浄化槽維持管理指導要領第15条第3項))
		自ら実施	
清掃 (法第9条) (法第10条第1項)	1年以内に1回(全ばっ気方式の浄化槽は6ヶ月以内に1回) 市町村長許可業者に委託		

- ※1 指定検査機関(浄化槽法第57条) : 一般社団法人大阪府環境水質指導協会
- ※2 浄化槽保守点検業者(浄化槽法第48条・大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例)
- ※3 市町村長許可業者(浄化槽法第35条)

2 浄化槽保守点検業者の登録について

「浄化槽法」が昭和58年5月に制定され、浄化槽保守点検業者について、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長)の登録を受けなければ、保守点検を業としてはならないとする制度を条例で設けることができることとなりました。

大阪府では、この規定を受けて昭和60年3月27日に「大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定し、「浄化槽法」の施行と併せて昭和60年10月1日から登録を開始しています。

- (1) 登録対象者
 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市を除く大阪府域で浄化槽の保守点検業を営もうとするものは、知事の登録を受けなければなりません。
- (2) 登録に必要な要件の概要
 登録を受けるためには次のア～エの要件を満たさなければなりません。
 - ア 条例第6条及び第7条に規定する登録の拒否要件に該当しないこと。
 - イ 大阪府の区域内に営業所を有すること。
 - ウ 営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くこと。
 - エ 営業所ごとに規則で定める器具を備えること

(3) 登録等手数料

手 続 種 別	手 数 料
浄化槽保守点検業登録	34,600円
浄化槽保守点検業登録証書換え交付	1,600円
浄化槽保守点検業登録証再交付	2,100円

(4) 登録有効期間 **5年間**

(5) 再登録

登録期間満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする場合は、期間満了日30日前までに新たに登録申請の手続きが必要です。手続き期間の目安：満了日前60～30日

3 登録の手続きについて

(1) 登録申請書の提出

手続き	大阪府内（右記の保健所設置市を除く）に主たる営業所がある方	保健所設置市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）に主たる営業所がある方
申請窓口	次の1、2いずれかの窓口 1. 各市町村を管轄する大阪府保健所（次頁表参照） 2. （一社）大阪府環境水質指導協会 所在地：堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3 電話：072-256-1056	次の1、2いずれかの窓口 1. 大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課 所在地：大阪府中央区大手前3丁目2-12（別館2階） 電話：06-6944-9180 2. （一社）大阪府環境水質指導協会 所在地：堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3 電話：072-256-1056
申請書部数	正本1部 写し1部 （申請者において、控えが必要な場合はさらに写し1部を提出）	正本1部 （申請者において、控えが必要な場合はさらに写し1部を提出）
手数料納付方法	原則現金での納付。ただし、金融機関、手数料窓口、コンビニでの納付も可。 ※1 納付済証を申請書に貼付	金融機関、手数料窓口、コンビニでの納付 ※1 納付済証を申請書に貼付
提出部数	登録申請書	【様式第1号】 浄化槽保守点検業登録申請書 ※3
	登記事項証明書	営業者が法人の場合、登記事項証明書 ※2
	誓約書	【様式第2号】 誓約書 ※3
	浄化槽管理士	浄化槽管理士免状の原本と写し（窓口で原本との照合を行います）
	器具明細書	【様式第3号】 浄化槽保守点検業器具明細書 ※3
	付近見取り図	営業所の付近見取り図（最寄り駅からの道順がわかるように）
他府県等登録	他の都道府県知事又は保健所設置市長の登録状況	
登録証の交付	申請窓口 又は 郵送※4	

○登録申請の際の留意事項

※1 大阪府証紙の販売の終了に伴い、手数料の納付方法は以下のとおりです。

①納付書を使用しての府指定金融機関等での納付

②連絡票を使用しての府庁舎(府庁本館、府庁別館、咲洲庁舎)に設置する手数料収納窓口での納付

③大阪府コンビニ納付サービスを使用してのコンビニでの納付【別途取扱手数料(198円(税込)/1件)が必要】

また、各種納付方法の詳細については、右記大阪府ホームページ(http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/tokuteikentiku/tesuryo_nofu.html)をご参照ください。

※2 登記事項証明書の発行日は申請書等の受付日より概ね3ヶ月前までのものを有効としています。

※3 申請書や変更届出書等(※3)の様式は上記窓口の他、大阪府ホームページからも入手できます。

【手順】大阪府ホームページから「情報を探す」欄の「申請・届出」をクリック。「名称や案内番号でさがす」から「浄化槽保守点検業」又は「0171」と入力し、検索ボタンをクリック。

※4 申請書提出時に、登録証郵送用の返信用封筒(レターパックプラス等、宛先記入済みのもの)を提出することで、登録証を郵送にて交付することができます。

【大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市以外の大阪府内の市町村を管轄する保健所】

保健所名	所在地	電話	管轄する市町村
池田保健所 衛生課	〒563-0041 池田市満寿美町3-19	072-751-3195	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所 生活衛生室 衛生課	〒567-0813 茨木市大住町8-11	072-620-6706	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所 衛生課	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 (守口市役所内)	06-6993-3134	守口市、門真市
四條畷保健所 衛生課	〒575-0034 四條畷市江瀬美町1-16	072-878-4480	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所 生活衛生室 衛生課	〒584-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36	072-952-6165	柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所 衛生課	〒584-0031 富田林市寿町3-1-35	0721-23-2682	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所 衛生課	〒594-0071 和泉市府中町6-12-3	0725-41-1382	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所 衛生課	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-1	072-422-5683	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所 生活衛生室 衛生課	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7982	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

4 登録を受けたら

必要な手続を終了し登録証の交付を受けた者は、登録した営業区域において浄化槽保守点検業が営めます。

(1) 登録業者の遵守事項

登録を受けた浄化槽保守点検業者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- ア 浄化槽の保守点検は、浄化槽管理士が行うか又は実地に監督すること。
- イ 保守点検の結果、清掃が必要と認められる場合は、浄化槽管理者に対し、必要な措置を講じるよう連絡すること。
- ウ 浄化槽管理士に登録有効期間毎に1回以上、講習会を受講させること。
- エ 営業所ごとに登録証を掲示すること。
- オ 次の事項を記載した帳簿を、浄化槽ごとに備え5年間保存すること。
 - (ア) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 所在地
 - (ウ) 処理能力及び処理方式
 - (エ) 保守点検を行った年月日及びその内容

(2) 保守点検の内容

次のア～ウに基づき保守点検を行わなければなりません。

- ア 浄化槽法施行規則第2条の「保守点検の技術上の基準」
- イ 大阪府浄化槽維持管理指導要領第14条の「浄化槽の保守点検事項」
- ウ 水質汚濁防止法等関係法規

(3) 浄化槽設置者への啓発

浄化槽の適正な維持管理の推進のため、浄化槽管理者に対し、次の事項の積極的な啓発を行ってください。

- ア 浄化槽法施行規則第1条に定める浄化槽の使用に関する準則
- イ 浄化槽法第11条で義務づけられた毎年1回の「定期検査」の受検

(4) 登録の取消及び営業の停止

登録業者が登録の拒否要件等に該当すると認められるときは、登録の取り消し又は営業の停止を受けることがあります。

(5) 報告

登録業者は、事業について知事から報告を求められた場合に、登録に係る事業の実績等を報告しなければなりません。

5 登録の変更・廃止等届出等

(1) 変更届出

変更届が必要な場合	届出に必要な書類
次の①～⑤のいずれかに変更があったとき	・浄化槽保守点検業変更届出書(3頁※3参照) (様式第6号)に次の書類を添付しなければなりません。
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・法人の場合は、変更後の登記事項証明書(3頁※2参照)
② 営業所の名称及び所在地	・営業所所在地の場合は、営業所付近見取り図及び浄化槽保守点検器具明細書(3頁※3参照)
③ 法人の役員の氏名及び住所	・ 変更前後の役員名簿 ・変更後の登記事項証明書(3頁※2参照) ・新たな役員が就任したときは、 誓約書
④ 浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号	・浄化槽管理士免状及びその写し (窓口にて原本照合を行う)
⑤ 浄化槽保守点検業を営もうとする区域が所在する市町村の名称	・変更前後の市町村名称一覧表

(2) 登録証書換え交付申請

登録証書換え交付申請が必要な場合	申請に必要な書類				
① 登録証の記載事項に変更があったとき <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>登録証記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・氏名(法人にあっては名称)</td> </tr> <tr> <td>・営業所の名称</td> </tr> <tr> <td>・営業所の所在地</td> </tr> </tbody> </table>	登録証記載事項	・氏名(法人にあっては名称)	・営業所の名称	・営業所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書(3頁※3参照)(様式第7号) ・登録証
登録証記載事項					
・氏名(法人にあっては名称)					
・営業所の名称					
・営業所の所在地					

(3) 登録証再交付申請

登録証再交付申請が必要な場合	申請に必要な書類
① 登録証を破り、汚したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽保守点検業登録証再交付申請書(3頁※3参照)(様式第8号) ・登録証
② 登録証を紛失したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽保守点検業登録証再交付申請書(3頁※3参照)(様式第8号) ・亡失申立書

(4) 廃業等届出

廃業等届出が必要な場合	届出者	届出に必要な書類
①浄化槽保守点検業を廃止した場合	・当該浄化槽保守点検業者	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽保守点検業廃業等届出書(3頁※3参照)(様式第9号) ・登録証
②死亡し又は失そうの宣言を受けた場合	・戸籍法第87条による届出義務者	
③法人が合併により消滅した場合	・その役員であった者	
④破産した場合	・当該破産管財人	
⑤法人が合併及び破産以外の理由で解散した場合	・当該清算人	

(5) 手数料、部数等

	変更届	廃業等届出	書換え交付申請	再交付申請
手続き期間	30日以内	速やかに	速やかに	速やかに
手数料	なし	なし	1,600円	2,100円
納付方法、部数、申請窓口・・・3頁の3(1)「登録申請書の提出」参照 ※上記手数料をコンビニで納付した場合、別途取扱手数料(1件につき132円(税込))が必要です。				

6 登録に必要な要件

(1) 登録要件

資格要件	物的要件
① 浄化槽管理士免状を有する者を営業所ごとに置くこと	① 大阪府内に営業所があること ② 水中ポンプ ③ 照明器具 ④ 水準器 ⑤ メスシリンダー(容量1Lで内径約6.5cm) ⑥ 透視度計(30cm,50cm又は1mのガラス製) ⑦ 溶存酸素計(隔膜電極法) ⑧ 残留塩素測定器(DPD法による比色法又はDPD法による吸光光度法) ⑨ 水素イオン濃度測定器(ガラス電極法又は比色法) ⑩ 塩素イオン濃度測定器(イオン電極法又は硝酸銀滴定法) ⑪ 亜硝酸性窒素検出器具(GR法又はGR変法)

7 各種問い合わせ先

(1) 各種手続きについて

一般社団法人大阪府環境水質指導協会

電話：072-256-1056

所在地：堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3

(2) 浄化槽管理士国家試験について

公益財団法人日本環境整備教育センター

電話：03-3635-4880

所在地：東京都墨田区菊川2-23-3

(3) 登録制度について

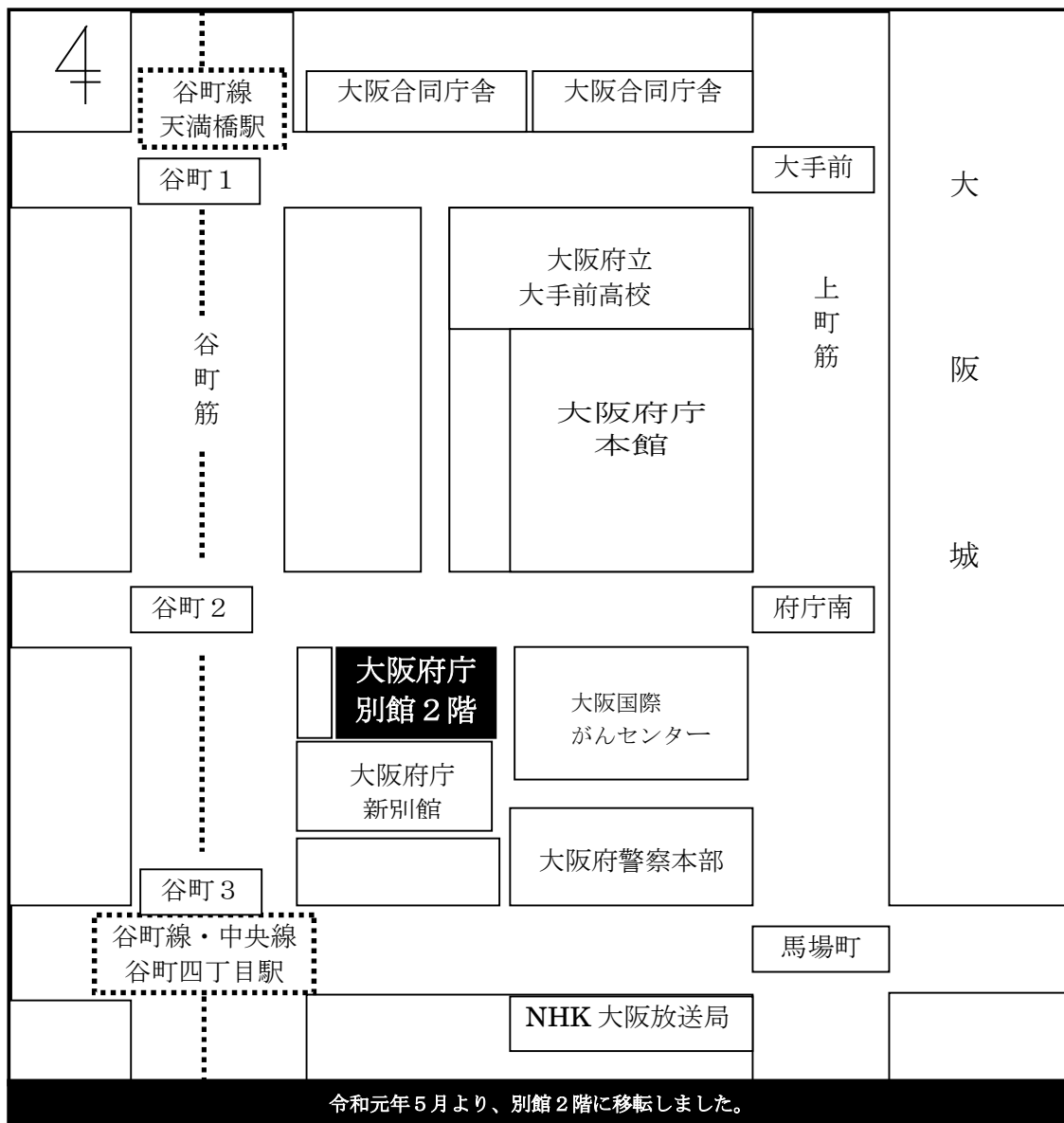
ア 大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課衛生指導グループ

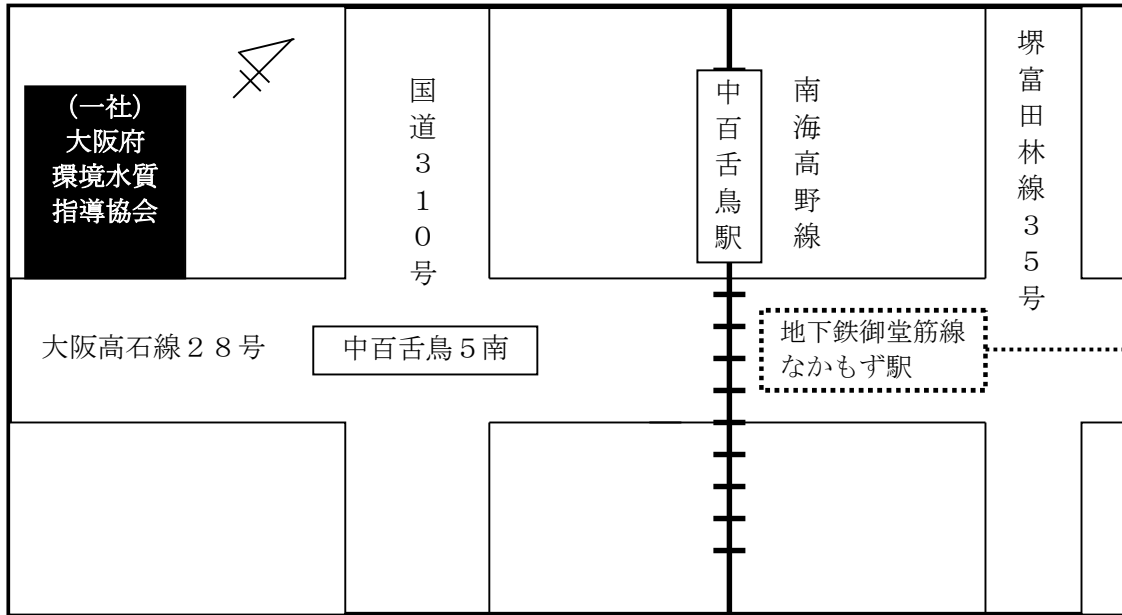
電話：06-6944-9180 (ダイヤルイン)

所在地：大阪府中央区大手前3丁目2-12 府庁別館2階

イ 4頁の大阪府保健所

【大阪府健康医療部環境衛生課案内図 大阪府中央区大手前3丁目2-12 府庁別館2階】





8 登録営業Q & A

- Q1 個人営業であったものを法人化（株式会社等）した場合の手続きは？
- A1 個人営業の登録に関して廃業の手続きを行った後、改めて法人としての登録が必要になります。法人から個人の場合も同様です。
- Q2 有限会社であったものを株式会社に変更した場合の手続きは？
- A2 有限会社と株式会社の場合は、変更届の手続きが必要になります。また、営業者の名称が変更になるため登録証の書き換え交付申請も必要になります。なお、合資会社や合名会社から株式会社に変更する場合も、変更届及び登録証の書き換え交付申請が必要になります。
- Q3 再登録の手続きは、いつ頃すればいいの？
- A3 条例では、登録期間満了日前30日までに手続きを行うよう規定されていますが、受付開始日は規定されていませんので、手続きは次の期間を目安としてください。
- 登録手続き期間 **登録期間満了日の概ね60日前から30日前まで**に行うようしてください。
- Q4 主たる営業所と従たる営業所を申請する場合、申請窓口として一般社団法人大阪府環境水質指導協会以外はどこへ申請すればいいか
- A4 主たる営業所所在地が大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市の場合は大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課まで、大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市以外の市町村の場合はその市町村を管轄する保健所（4頁参照）へ申請してください。

- Q 5 主たる営業所の所在地を変更する場合、変更届を提出する窓口として一般社団法人大阪府環境水質指導協会以外はどこへ提出すればよいか？
- A 5 主たる営業所の変更後の所在地が、大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市の場合は大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課まで、大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市以外の市町村の場合はその市町村を管轄する保健所（5頁参照）へ提出してください。
- Q 6 登録証明書を紛失した場合、登録証再交付申請時どのような手続きを行えばよいか？
- A 6 申請書に亡失申立書を添付してください。ただし申請後、登録証を発見しだい速やかに返却してください。
- Q 7 登録証明書を紛失し、書換え交付申請を行いたい場合どのような手続きを行えばよいか？
- A 7 登録証再交付申請を行うとともに、変更届及び書換え交付申請を行ってください。その際、登録証再交付申請書には亡失申立書を添付してください。